

平成31年 3月15日

幕別町議会議長 芳滝 仁 様

総務文教常任委員会委員長 小川 純文

総務文教常任委員会報告書

平成31年 2月28日本委員会に付託された事件を審査した結果、次のとおり決定したので、会議規則第94条第1項の規定により報告します。

記

1 委員会開催日

平成31年 2月28日、3月7日（2日間）

2 審査事件

陳情第1号 選択的夫婦別姓制度の法制化を求める意見書の提出を求める陳情書

3 陳情の趣旨

2018年2月に内閣府が公表した世論調査において、夫婦が同姓も別姓も選べる「選択的夫婦別氏（姓）」を導入するための法改正に賛成・容認と答えた国民は66.9%となり、反対の29.3%を大きく上回ったことが明らかになりました。年代別に見ると、多くの人が初婚を迎える30～39歳における賛成・容認の割合は84.4%にのびります。また、同年3月20日の衆議院法務委員会において、夫婦同姓を義務づけている国は、日本だけであることを法務省が答弁しました。

これほどまでに世論の強い要望があり、また世界的な男女同権の潮流に反しているにもかかわらず、現在でもわが国では夫婦がそれぞれ生まれ持った姓を名乗り続けることが許されていません。夫婦のどちらかが改姓をしなければ婚姻できない現制度では、①平均初婚年齢が30歳前後となっている現在では、男女とも婚姻前に個人としての信用・実績を積んでいる場合が多く、改姓には煩雑かつ膨大な事務手続、出費を強いられる。②産まれてからその姓で名乗り、周囲からも呼ばれ、社会的な信用・実績を築いてきた人が望ま

ない改姓をすると、自己同一性を失い、大きな苦痛を受ける場合がある。③少子化が進む現代では一人っ子も増えており、代々の姓を継承したい人同士の場合、どちらかが強制的に改姓せざるを得ない現行制度が婚姻の妨げとなり、非婚化、ひいては少子化の原因となっている。④改姓すると同一人物とみなされず、社会的信用・実績が断絶される。そのため、戸籍姓の使用が必須となる研究者や特許保持者、医師や看護師などを筆頭に、多大な不利益を生んでいる。⑤旧姓の通称使用を認める企業は内閣府調べで約半数となっているが、各種免許証や健康保険証、登記簿などでは旧姓の使用が認められておらず、法的根拠のない旧姓と戸籍姓との使い分けは、本人のみならず、管理・事務側での手間とコストの増大を招いている。⑥お互いの姓の維持のため事実婚が増えているが、事実婚では正式な配偶者とみなされず、共同名義の不動産が持てない、パートナーの入院・手術・死亡時の手続きができない、生命保険の受取人になれないといった不利益が生じる可能性がある。さらに子供の共同親権がない、財産を相続できない、配偶者控除の対象外であるなど、法律婚に比べて圧倒的に保護が薄い、もしくは除外されている、などの様々な問題が起こっています。

1996年2月の法制審議会での民法の一部改正の答申に続き、1999年6月に施行された男女共同参画社会基本法でも選択的夫婦別姓は中心的な政策課題とされましたが、一部議員の強硬な反対から法改正に至っていません。

2015年12月の第一次別姓訴訟の判決文で、最高裁は夫婦同姓を定めた民法750条の規定を「合憲」としながらも、結婚及び家族に関する事柄は「国会で論ぜられ、判断されるべき事柄にほかならない」と述べました。しかしながら、3年経過した現在も、依然として国会審議は進んでいません。

2018年には4件の選択的夫婦別姓制度を求める訴訟が相次いで提訴されました。その全てで男性が原告に含まれていることから、選択的夫婦別姓の導入は、男女どちらの利益にもかなうものであることが明らかです。また、夫婦の姓のあり方を「強制」ではなく「選択」としている以上、夫婦同姓を希望する人たちの権利を奪うものでもありません。

以上の観点から、婚姻制度の形骸化・非婚・少子化などの問題を少しでも解決するために、男女同権の理念に基づく選択的夫婦別姓の導入は急務といえます。

以上の趣旨から国に対し、意見書の提出を求めるものです。

4 審査の経過

審査に当たっては、陳情の趣旨等について論議がなされ、全会一致で結論をみた。

5 審査の結果

「採択」すべきものと決した。